

第2章 犯罪被害者等の 置かれている状況とニーズ^{*2}

第1節 犯罪被害者等の置かれている状況

犯罪被害者等に係る諸問題は、国民全体が考えていくべきものであるが、犯罪被害者等が受ける被害の実相についての理解は十分ではない。犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係がないという誤った認識や、犯罪被害者等は、特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁償に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解もある。こうした認識の誤りもあり、犯罪被害者等に対する支援についての社会の関心は高いとはいえない。

しかしながら、犯罪被害者等は、国民の誰もが犯罪被害者等となり得る現実の中で、思いがけず犯罪被害者等となったものであり、我々の隣人であり、我々自身でもある。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、再被害の不安にさいなまれる。犯罪等によってゆがめられた正義と秩序を回復するための捜査・公

判等の過程で、犯罪被害者等は負担を負い、時には配慮に欠けた対応による新たな精神的被害（二次的被害）を受けたり、名譽感情を傷つけられながら、自らの正義の回復に期待してこれに耐えていく。しかし、望む限りの情報が得られるわけではなく、かけがえのないものを奪った犯罪等の真実を必ずしも知ることができず、望むような関与もできず、疎外感・無力感に苦しむことが少なくない。さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくなく、支援を行う各機関の担当者からさえ心無い言動を受けることもある。このように、犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされ、さらには、犯罪等による直接的被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることが少なくなかった。

第2節 総合的な取組に関する犯罪被害者等のニーズ

1 損害回復・経済的支援等に関するニーズ

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われる。こうした損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより、経済的に困窮することが少なくない。また、新たな住

居の確保や雇用の維持に困難を来すことも少なくない。

加えて、犯罪被害者等が直面する経済的困難は、それ自体重大であるだけでなく、精神的・身体的被害の回復に悪影響を与えること

(* 2) 犯罪被害者等基本計画を参考としている。

刑事手続等への十分な関与の障害ともなるなど、犯罪被害者等にとって重大な影響を与えるものである。

これらに関して、犯罪被害者等からは、

- ・附帯私訴制度の導入
- ・損害賠償命令制度の導入
- ・損害賠償債務の国による立替払及び求償等
- ・公費による弁護士選任
- ・犯罪被害給付制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式によ

る支給等制度の充実

- ・罰金を財源とした犯罪被害者等補償制度の創設
- ・医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設
- ・医療費の無料化
- ・公営住宅への優先入居
- ・被害回復のための休暇制度の導入

などに関する種々の要望が寄せられていた。

2 精神的・身体的被害の回復・防止に関するニーズ

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により、当該犯罪等が意図した直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるのみならず、犯罪等という攻撃の対象にされたということ自体から精神的被害を受ける。また、再被害あるいは再被害を受けることに対する恐怖・不安からも精神的・身体的被害を受け、さらには、犯罪被害者等が必要的にかかわらざるを得ない手続の過程で、また治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において、配慮に欠けた対応をされることで二次的被害を受ける。

これらに関して、犯罪被害者等からは、

- ・PTSDに関する医療・福祉サービスの充実
- ・後遺障害に関する医療・福祉サービス

の充実

- ・女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実
- ・刑務所出所及び少年院出院の際の住所、矯正の程度等犯罪被害者等が求める情報の開示
- ・刑事手続における被害者の氏名・住所の原則非公開
- ・加害者が逮捕されるまでの間、危険を回避するための犯罪被害者等専用シェルターの確保
- ・関係職員への研修の充実
- ・関係職員の対応・施設の改善
- ・弁護活動における配慮等

などに関する種々の要望が寄せられていた。

3 刑事手続への関与拡充に関するニーズ

捜査や刑事裁判等は、加害者及び弁護士と、警察、検察、裁判所のみを主体として行われ、犯罪被害者等に認められた権利は貧弱であり、十分な情報も与えられず疎外され、証拠として扱われているに過ぎないという批判があり、刑事司法について社会の秩序維持という公益を図る目的が強調され過ぎているという指摘や、犯罪被害者等に信頼されない刑事司法は国民全体から信頼されないという

指摘もなされている。

犯罪被害者等が、捜査や刑事裁判等に対し、「事件の当事者」として、事件の真相を知りたい、善悪と責任を明らかにしてもらい、自己の、あるいは家族の名誉を回復したい、適正な処罰により自らの正義を回復してほしいなどと願うことは当然である。事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとって最大の希望であり、その回復にとって不可欠である